

令和7年度版

みんなすこやか

浜松の就学相談 **Q & A**



就学相談を希望する保護者の方へ

浜松市教育委員会では、浜松市に在住するすべてのお子さんのすこやかな成長発達を願っています。

そのために、「今、この子にはどんな支援が必要なのか」「就学する学級はどこがふさわしいか」を保護者の方と共に考え、お子さんにとって最適な就学の間を御相談させていただいています。

また、学校に入るときばかりではなく、入学後も楽しく充実した学校生活を送っていただくために、いつでも保護者の方の御相談に応じています。

浜松市教育委員会

Q1

子供の就学先について悩んでいます。 相談はどこにすればよいのですか？

「みんなで集まる場所が苦手なようだけど、たくさんの友達と一緒に大丈夫かな。」

「先生の話が分からないのか、動けないことが多くて心配。」

などの心配事や悩み事がある場合は、以下の窓口へ気軽に御相談ください。

担当者が、お子さんの教育的ニーズ^{*)}を保護者の方と共に考え、安心して楽しく学べる就学^{*)}の場を御相談させていただきます。

注釈*) 教育的ニーズ = 一人一人の子供の成長・発達にとって教育上必要なもの、または子供本人や保護者が求めているもの。

手足が不自由だったり、見え方や聞こえ方に不安があったりする子は、どんな就学先があるの？

発達支援学級を考えているけど…知的障害学級と自閉症・情緒障害学級では、何が違うの？

特別支援学校はどんな学校かな？小学校とどう違うのかな？

友達と一緒に活動できないことが多いけど…発達支援学級がよいのかな？



相談窓口	電話番号	相談できる曜日・時間
就学先教育相談（教育支援課）	457-2428	月～金 8:30～17:15

就学先以外の発達に関する教育相談も行っております。

発達支援教室や通級指導教室があると聞いたけど…どんなところかな？

じっとしているのが苦手。椅子にすわっていられるか心配だよ。

ぼんやりしてて、学習が遅れがちにならないか不安だわ。

通常の学級ではどんな支援が受けられるの？

発音の誤りがあったり、滑らかに話せなかったりするけど、どうしたらよいのかしら？



相談窓口	電話番号	相談できる曜日・時間
教育支援課	457-2428	月～金 8:30～17:15
発達相談（健康増進課）	453-6117	月～金 8:30～17:15 予約制（年6回）

※ 相談を含む子育て情報については、浜松市のホームページより「子育て情報サイト びっぴ」を御覧ください。

幼児ことばの教室

発音（せんせい→ちえんちえい）や吃音（ぼ・ぼ・ぼく…）といったような言葉の心配に関しては市内小学校10校に設置されている「幼児ことばの教室」も相談に応じています

追分小学校	472-1281
佐藤小学校	461-0379
双葉小学校	直通 452-0293 (452-0280)
積志小学校	434-0027
桑が丘小学校	直通 436-1466 (436-1461)
可美小学校	直通 447-0057 (447-0043)
気賀小学校	523-0158
北浜小学校	直通 587-4261 (586-2990)
二俣小学校	直通 925-4184 (925-4178)
神久呂小学校 ※幼児ことばの教室のみ	485-8508

※ 幼児ことばの教室には、指定通級区域があります。幼児ことばの教室リーフレットを御覧いただき、該当する幼児ことばの教室へ直接申し込みください。

Q2

学習の場には、どんなところがありますか？

お子さんの教育的ニーズに応じて、特別支援学校、小・中学校（発達支援学級、通常の学級）の学習の場があります。

○ 特別支援学校

知的障害、肢体不自由、視覚、聴覚、病弱の種類があります。

病気等により、学校へ通えないお子さんのために、県立特別支援学校の教員が家庭や病院を訪問して指導する訪問教育の制度があります。

○ 発達支援学級

知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、難聴、弱視、病弱（院内学級）の学級があります。

通常の学級に在籍し、一部の特別な支援を必要とするお子さんが通う場として、通級指導教室があります。

☆ 通級指導教室

・ 通級指導教室（LD・ADHD・高機能自閉症等）

聞く、話す、読む、計算する等のうち特定のものが苦手だったり、落ち着きに欠けたりなどするお子さんが対象の教室です。
（※LD=学習障害・ADHD=注意欠如多動症）

・ 通級指導教室（言語）

吃音がある、発音の不明瞭さがあるなど、言葉に支援が必要なお子さんが対象の教室です。

・ 通級指導教室（難聴）

聞こえに関する支援が必要なお子さんが対象の教室です。

Q3

通常の学級・発達支援学級・特別支援学校には、どのような違いがありますか？

小・中学校		特別支援学校
通常の学級	発達支援学級	
・ 1学級…35人(小学校) ・ 原則、同一学年で編成 ・ 集団の中での学習 (グループに分かれて学習することがある。) ・ 学習指導要領で定められた教科学習を行う。 ・ 学年ごとに教育課程が決められている。	・ 1学級…8人 ・ 多学年で編成されることが多い。 ・ 少人数や個別の学習 ・ 子供の実態に合った内容や方法で教科学習を中心に行う。 ・ 子供の実態に合った「自立活動」を行う。 ・ 実態に応じて特別支援学校（知的）の各教科に替えることができる。 ・ 通常の学級との「交流及び共同学習」を行う。	・ 1学級…6人(重複障害…3人) ・ 原則、同一学年で編成 ・ 少人数や個別の学習 ・ 生活面や学習面において、子供の自立に向けた学習を中心に行う。 ・ 子供の実態に合わせて専門的な支援を受けながら「自立活動」を行う。 ・ 日常生活の指導や生活単元学習など特別な教科を取り入れる。 ・ 近隣や居住地域と「交流及び共同学習」を行うことがある。

○ 発達支援学級、特別支援学校に就学するには、浜松市教育委員会の就学先教育相談を受けていただく必要があります。

○ 学校で看護師による医療的ケア(痰の吸引、導尿、経管栄養等の医行為)が必要なお子さんについては、個別に御相談させていただきます。

Q4

小学校入学までの手順・流れを教えてください。

	保護者	教育委員会
3月～7月	<就学先ガイダンス申込> 就学までの流れを知るために、就学先ガイダンスへの申し込みをします。 <就学先教育相談申込>5月中旬まで 就学先について相談したい場合は、各園等を通してお申込みください。浜松市のホームページより就学先教育相談の申込書を印刷し、教育委員会へ直接お申し込みいただくこともできます。 <就学先教育相談>4月末～8月 就学先教育相談において、保護者の意向やお子さんの様子を伺います。また、お子さんと面接し、簡単な検査や行動観察を行います。その際、医療、療育の「発達・知能検査結果」等を参考にして相談することもできます。	<就学先ガイダンス実施> 就学についての1年間の流れや発達支援学級、特別支援学校についての説明を行います。 <園訪問> 就学先教育相談に申し込みいただくと、浜松市就学支援委員会の相談員が、園や事業所等を訪問し、お子さんの生活の様子を見させていただきます。 就学先教育相談に申し込まれた方から随時、相談日時や会場をお伝えします。 ※園訪問と就学先教育相談を同じ日に行うこともあります。
8月		<浜松市就学支援委員会> 浜松市就学支援委員会において、医療、心理、教育の専門家が、就学教育相談の結果に基づき、お子さん一人一人の教育的ニーズについて検討します。 <継続相談> お子さんに必要な支援がどのようなものなのか、学校生活を楽しく充実したものにするためには、どのような環境がふさわしいか等を考慮しながら、納得いくまで相談を受けます。
9月～10月	<就学先の提案受理> お子さんにとって最も教育的効果が高いと考えられる就学先を書面にてお伝えします。（「就学先の意向調査書」も同封します。） <学校・学級見学> 提案について検討するために、就学先として考えられる学校や学級を見学することができます。原則として、学区の学校を見ていただきます。特別支援学校・発達支援学級の見学を希望される方は、教育支援課まで御連絡ください。	<発達支援学級入級願送付> 浜松市就学支援委員会の提案を受け、発達支援学級への入級を希望される方には、「入級願」を送付します。特別支援学校へ就学される場合は、市教委が書類を作成し、県教委へ提出するため、書類の提出はありません。
10月～11月	<意向調査提出> 10月中旬までに「就学先の意向調査書」を返送していただきます。 <就学時健康診断> 就学時健康診断を受ける場所については、現在居住している学区の小学校もしくは就学先を検討している小学校になります。 ※特別支援学校へ入学を希望される方は、健康診断を免除することができます。教育支援課まで御連絡ください。 <入級願の提出> 発達支援学級を希望する場合「発達支援学級入級願」を記入し、11月中旬を目途に提出していただきます。 ※自閉症・情緒障害の発達支援学級への入級の場合、「診断書」「意見書」を持っている方は、写しの提出をお願いします。	<就学先の決定> 11月中旬を目途に就学先を決定します。
12月～		<発達支援学級入級承認書送付> 発達支援学級への入級が決まった方には、「発達支援学級入級承認書」を送付します。
1月～3月	<入学説明会参加> 就学先の小学校の入学説明会に参加していただきます。 <就学先との情報共有> 就学先の学校と入学後の支援内容等の相談ができます。（参考1）	<入学通知書> 2月初旬までに就学先の「入学通知書」を保護者宛に送付します。
4月	入学 ※小学校では、入学式において「入学通知書」を提出していただきます。	

参考1 学校と相談する際、保護者が必要と思われる場合は、お子さんのかかわっている医療・療育・教育等の担当者も同席できます。

※ 就学先教育相談を受けずに小学校へ入学する場合の流れ
10月～11月に居住学区の小学校で行われる「就学時健康診断」へ参加します。教育委員会より送付される「入学通知書」の受け取り（小学校入学式に必要）、1月下旬から2月に就学先の小学校で行われる「入学説明会」への参加をお願いいたします。

Q5

小学校や中学校の通常の学級に在籍しています。
就学先を変更する場合の手順・流れを教えてください。

前年度～ 6月	保護者は、就学先について変更を考えている場合、在籍する小学校・中学校の学級担任や、発達支援教育コーディネーター等に申し出てください。	
7月	保護者は、1学期末までに就学先について学校とよく話し合いを行ってください。就学先の変更を希望される場合には、 小学校・中学校を通して 、浜松市就学教育相談の申し込みをします。	
9月	浜松市就学支援委員会の専門調査員が学校でのお子さんの様子を見て、保護者と面談をします。	
10月	浜松市就学支援委員会 ・ 医療・心理・教育の専門家が、専門調査員の調査に基づき、お子さん一人一人の教育的ニーズについて検討します。 ・ 浜松市教育委員会は、浜松市就学支援委員会の結果から、最も教育的効果が高いと考えられる就学先を、学校に書面にて通知します。	
11月	保護者は、担任や発達支援コーディネーターと就学先の相談をしてください。	
	小学校発達支援学級へ入級を希望する場合	中学校発達支援学級へ入級を希望する場合
	保護者は、発達支援学級を見学したり、お子さんが体験している様子を見たりしてください。 ※見学や体験を希望される場合は、在籍校に御相談ください。	2学期に中学校発達支援学級説明会が開催されます。（学校ごとに開催日が異なりますので、在籍校にお問い合わせください。） 保護者は、発達支援学級の説明会に参加し、指導内容等を把握してください。入級を迷っている場合でも参加することは可能です。
	保護者は、発達支援学級への入級を希望する場合、 11月中旬までに 「発達支援学級入級承認申請書」を、 小学校・中学校を通して 、浜松市教育委員会に提出してください。	
4月	入学・入級	

- ※ 発達支援学級に在籍していて、通常の学級や特別支援学校へ就学先を変える場合の手続きも同じ流れとなります。
- ※ 通級指導教室（難聴）の利用を考えている場合は、県立の特別支援学校の通級指導教室へ通うこととなりますので、上記のスケジュールでの就学教育相談が必要となります。

Q6

発達支援学級や特別支援学校を卒業した 生徒の進路を教えてください。

義務教育を修了した後も、一人一人の生徒のニーズや希望に応じた進路先が用意されています。

進 学 — 高等学校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校高等部、専修学校、各種学校

職 業 訓 練 — 静岡県立浜松技術専門学校（浜松テクノカレッジ）、あしたか職業訓練校 等

就 職 — 企業 等

社会福祉施設 — 障害者支援施設 聖隷福祉事業団 浜松学園 等
障害福祉サービス事業所 就労移行支援、就労継続支援A型・B型 等

（進路先の詳細については浜松市教育委員会発行の「社会的自立をめざして 発達支援教育・進路のてびき」を御覧ください。本冊子をご希望の方は浜松市教育委員会教育支援課へお問い合わせください。）

表紙の絵「はずかしがりやの鳥」

有玉小学校 3年 あんま 安間 ゆうき 悠貴

ひとふでがきをしてぐうぜんうまれたかたちから、
鳥になりました。はずかしがりやの鳥なので、寝ているふりを
している様子をかきました。いろいろな色の絵の具でぬったので、
きれいな色の鳥になりました。

浜松市教育委員会 教育支援課
〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2番1号
イーステージ浜松オフィス棟7階
TEL.053-457-2428 FAX.050-3737-5229

編集：浜松市教育委員会 発行：令和7年3月